

「サルタフェスタ 2026」花火打上げ業務委託仕様書

- 1 業務名 「サルタフェスタ 2026」花火打上げ業務委託
- 2 業務実施場所 サルタフェスタ 2026 会場「高千穂町総合運動公園」
- 3 契約期間 契約締結の日から 2026 年 9 月 11 日(金)まで
- 4 業務実施日 2026 年 9 月 6 日(日) ※荒天または強風の場合は中止

5 花火大会概要

- (1) 名称 『サルタフェスタ 2026』
- (2) 主催 サルタフェスタ実行委員会 (以下、実行委員会)
- (3) 開催日時 2026 年 9 月 6 日(日) 20:30~21:00
※荒天または強風の場合は中止
- (4) 打上場所 高千穂町総合運動公園内
※運動公園内野球場を使用して、花火打ち上げを実施する。
【別紙「サルタフェスタ 2026 会場図」】
観覧場所 高千穂町総合運動公園内特設会場
- (5) 観覧者数 約 3,000 人 (会場内 約 2,000 人)

6 業務の目的

町民主体で企画・運営を行う「サルタフェスタ」を開催し、高千穂町の文化・芸術活動・食の発信を行い、観光振興を図るとともに、フィナーレとして来場者が楽しむ花火演出を行う。

7 業務の内容

- (1) 本業務に必要な花火・機材等の準備と設置及び操作
- (2) 花火機材等の撤去、その他原状回復
- (3) 花火打上げに関わる関係機関との調整及び申請手続き
 - ① 準備作業時間は、当日の 9:00 から 19:00 とする。
 - ② 打上げ作業時間は、20:30 から 21:00 とする。
 - ③ 高千穂町総合公園グラウンドから全ての演出が確認できるよう、高千穂町総合運動公園特設会場から多くの演出が確認できるプログラムにすること。
 - ④ 別紙「サルタフェスタ 2026 会場図」に記載する保安距離に変更がないように花火を設置すること。
 - ⑤ 準備作業中及び打上げ作業中における観客等の立入禁止エリアへの侵入を阻止する警備員は、主催者が配置する。
 - ⑥ 音楽花火をプログラムに取り入れる場合は、使用料を含めた著作権者等への手続を行うこと。
 - ⑦ 煙火消費時に過早発や低空開発、黒玉・筒ばね、不点火玉が発生しないよう、全ての作業工程において丁寧で安全な作業を全従業員に徹底し、安全で安心な煙火消費に取り組むこと。また、事故等が発生した場合に早期発見できるよう、煙

火消費場所の監視強化を図ること。

8 業務に要する経費の負担区分

本業務履行に係わる一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

9 再委託

受託事業者は、この業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（グループ会社・関連・関係会社を除く。）に再委託してはならない。

10 受託事業者及び業務従事者の事務

(1) 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、実行委員会の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。

(2) 受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を、実行委員会の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

11 花火大会が中止の場合の取扱い

実行委員会が花火の中止を決定し、当日の午前7時00分までに受託事業者に連絡をした場合においては、実行委員会は、契約金額の総額の100%の範囲内で、実際に要した経費についてのみ支払い義務を負うものとする。中止の連絡が当日の午後0時00分以降の場合においては、契約金額の総額の100%の範囲内で、実行委員会は、受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。

12 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入すること。（書面にて提示。）

13 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と受託事業者において協議の上決定する。
- (2) 本業務において実行委員会が必要と認め、指示した事項については、受託事業者は、その指示に従うこととする。
- (3) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

以上